

袋井市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、袋井市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 市民等 市民並びに市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関等 国、静岡県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係する者をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとなら

ないよう、二次的被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう、犯罪被害者等の個人情報の保護について十分配慮するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続を適切に行えるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等である市民のうち市長が認める者に対し、被害の程度に応じた見舞金を支給するものとする。

(日常生活等の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(理解の促進)

第11条 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な生活への配慮の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。